

府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）

平成23年4月1日全部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、府中市が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する条件付一般競争入札（以下「事前審査型条件付一般競争入札」という。）事務に関し、法令又は他の規則等に特別な定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事前審査型条件付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が130万円以上の工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、対象工事としないことができる。

（入札参加資格要件）

第3条 入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

- （1）対象工事に係る業種について、府中市建設工事等競争参加資格審査事務処理要領（平成14年12月1日制定）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- （2）対象工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、府中市の指名除外措置を受けていない者
- （3）対象工事の公告日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていない者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること
- （6）対象工事に係る設計業務等の受注者以外の者であって、かつ、当該受注者と資本及び人事面において関連がない者であること
- （7）他の入札参加希望者と一定の資本関係又は人的関係のある者でないこと
- （8）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

でないこと

2 対象案件ごとに必要と認めるときは、次に掲げる事項を資格要件として、前項の要件に加えることができるものとする。

(1) 対象工事の業種に係る建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

(2) 対象工事の業種に係る建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた営業所（以下「営業所」という。）又は主たる営業所の所在地

(3) 前項第1号の認定時における対象工事の業種に係る経営事項審査の総合評定値及び年平均完成工事高

(4) 対象工事と同種・同規模の工事（原則として当該発注工事の規模の80%以上の工事とする。）の元請施工実績（原則として直近10年以内の実績とし、かつ、一定共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20パーセント以上の場合のものとする。）

(5) 対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格及び経験を有する者（原則として直近10年以内の経験とする。）を配置（専任配置を条件とすることができる。）できること

(6) 地域保全型工事の実績

(7) 工事成績評定点

(8) その他必要と認める事項

3 特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）に工事を発注する場合は、特定共同企業体の構成員の資格要件として、次の事項を定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別に資格要件を定めることができるものとする。

(1) 構成員のすべてが前項に掲げる資格要件を満たす者であること。ただし、特定共同企業体の代表者以外の構成員については、前項第4号の要件を付さないことができるものとする。

(2) 構成員のうち少なくとも1者は、建設業法第3条第1項の営業所を府中市内又は指定する地域に有している者であること。

(3) 他の特定共同企業体の構成員と一定の資本関係又は人的関係のない者であること。また、各構成員は対象工事に係る二以上の特定共同企業体構成員でないこと。

（入札参加資格要件の決定等）

第4条 契約担当課長は、対象工事を発注する工事主管課長と協議のうえ、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号。以下「規則」という。）第13条に規定する公告案を作成し、あらかじめ別に定める府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）に規定する府中市建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 対象工事の入札参加資格要件は、審査会の議を経て決定するものとする。

(公告)

第5条 市長は、審査会の議を経て、府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）第5条の規定により、掲示又は情報通信ネットワークを利用した方法によって公告し、必要がある場合は、その概要を新聞紙等に掲載する。

(予定価格の事前公表)

第6条 対象工事の予定価格を前条の公告の中に記載し、事前に公表するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第7条 対象工事の設計図書等は、公告に定める期間及び場所において閲覧に供する。

2 設計図書等は、入札参加予定者のうち、希望する者に対して有料で配布する。

3 設計図書に対する質問は、設計図書質問書（別記様式第1号）により公告に定める時期及び場所において受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧に供する。

(入札参加希望書等の提出)

第8条 入札参加希望者は、対象工事の公告に定める期限までに、条件付一般競争入札参加希望書（別記様式第2号）（以下「入札参加希望書」という。）を提出しなければならない。

2 対象工事の入札参加希望者は、公告に定める資格要件に応じ、次に掲げる書類を入札参加希望書に添付しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式第3号）

(2) 建設工事施工実績調書（別記様式第4号）

(3) 技術者の資格・工事経験調書（別記様式第5号）

(4) その他の資格要件の確認に必要な書類

3 入札参加希望書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

4 提出された入札参加希望書等の扱いは、府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）の規定に基づくものとする。

5 入札参加希望書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

(技術者の資格・工事経験調書に記載する配置予定技術者の取扱い)

第9条 入札参加希望書に添付する技術者の資格・工事経験調書（別記様式第5号）に記載する配置予定技術者の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 配置予定技術者は、契約日時点において配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

(2) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更・差替え等は認めないものとする。

(3) 落札後、工事の施工に当たって、技術者の資格・工事経験調書に記載した

配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡又は退職等特別な場合に限るものとする。

- (4) 工期の延長等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、府中市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を措置することがある。

(入札参加資格者の資格の確認及び資格確認結果の通知)

第10条 契約担当課長は、提出された入札参加申請書等の内容を確認のうえ、対象工事の入札に参加する者に必要な資格の適否をまとめた入札参加希望者一覧表を作成し、審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の議を経て、入札参加申請者に対し、入札参加資格の審査結果を入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、入札参加資格がないと認めた者から要請があれば、その理由を説明するものとする。

(特定共同企業体に発注する場合の取扱い)

第11条 特定共同企業体の代表者は入札参加希望書の提出の際に、別に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 対象工事の入札参加希望書の提出後、特定共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名除外措置の対象になる等やむを得ない理由により特定共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は公告に定める期限までに、代わる構成員を補充して新たに特定共同企業体を結成したうえで、改めて入札参加希望書を提出することができる。

この場合の入札参加希望書の提出は、現に提出している入札参加希望書の取下げ（入札参加希望書の取下書（別記様式第7号）による。）と併せて提出するものとする。

3 市長は、特定共同企業体に工事を発注する場合において、公告に定める資格要件を有する者（この項において「有資格者」という。）から他の有資格者の情報の提供を求められた場合は、有資格者の一覧表を閲覧に供するものとする。

4 その他、特定共同企業体に発注する場合の取扱いは、この要綱に定めるもののほか、府中市建設工事共同企業体要綱等の定めるところによる。

(工事費内訳書の提出)

第12条 対象工事の入札参加者は、入札書の提出に併せ、対象工事に係る工事内訳書を市長に提出しなければならない。

2 入札の際に工事内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。

3 工事費内訳書については、本工事・付帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが様式は、指定しないものとする。

4 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書き換え、引換え又は

撤回することができない。

5 提出された工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該工事費内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとして、入札を無効とする。

(1) 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書を除く。）

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 本工事・付帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

(4) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

6 工事費内訳書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

7 提出された工事費内訳書については返却しないものとする。

（入札参加資格の取消し）

第13条 市長は、第10条第2項の規定による通知の後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格者の入札参加資格を取消することができる。

(1) 第3条に規定する入札参加資格要件を満たさなくなったとき

(2) 第8条の規定により提出のあった書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取消したときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

（入札結果等の公表）

第14条 建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務処理要領（平成13年7月1日制定）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

（電子入札に係る特例）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事前審査型条件付一般競争入札の手続きの全部又は一部を電子入札システムを利用して行う場合に関しては、府中市電子入札実施要領（平成20年10月1日制定）に定めるところによる。

2 電子入札システムを利用して事前審査型条件付一般競争入札を行う場合においては、本要綱中「入札日」とあるのは「開札日」と読み替えるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

平成23年4月1日改正については、平成23年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

平成24年4月1日改正については、平成24年4月1日以降に公告する工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に公告した建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。